

内部監査規程

平成 16 年 10 月 1 日
独立行政法人日本貿易
振興機構規程第 48 号

(監査の目的)

第 1 条 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）の内部監査は、機構の業務に関わる諸制度及び業務の遂行状況を合法性、合理性の観点から公正かつ客観的な立場で、遵法性、妥当性及び有効性を診断し、業務運営の適正化及び諸制度の改善に資するとともに、不正・誤謬の防止に努め、併せて監事及び会計監査人の行う監査の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

(監査の基準)

第 2 条 内部監査（以下「監査」という。）は、機構の業務に関し、次に掲げる基準に基づいて行うものとする。

- 一 業務の遂行が、法令及び規程等に準拠し適正に行われているか。
- 二 業務の職務分掌が、不正・誤謬を未然に防止する仕組みとなっているか。
- 三 業務に関する諸制度が円滑に機能しているか。
- 四 日々の業務活動が、機構の定めた倫理に関する基準等を遵守して行われているか。
- 五 前各号に掲げるもののほか、監査の目的を達成するために必要な事項

(監査の担当)

第 3 条 監査は、副理事長の命により監査室長の指導監督の下、監査室が担当する。ただし、業務上特に必要あるときは、副理事長の命により別に指名された職員を加えて行うことができる。

- 2 監査は、すべて事実に基づいて行い、監査を行う者は常に公正不偏の態度を保持しなければならない。
- 3 監査を行う者は、監査により知ることができた事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(監査の方法)

第 4 条 監査は、書面監査若しくは実地監査又はその併用により行う。

- 2 監査は、定期的に行うほか必要に応じ臨時に行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、監査室は、関係部課と協力し、業務上起こり得る問題事象を随時洗い出し、問題の発生を未然に防止し、発生した場合はその解決に努める。

(監査の通知)

第 5 条 監査室長は、監査を行うときは、監査を受ける事項の責任者に対し、監査事項及び期日その他必要な事項を事前に通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、監査室長は、必要と認める場合には、事前に通知すること

なしに監査を行うことができる。

(監査の計画)

第6条 監査室長は、毎事業年度当初に、監査計画を作成し、副理事長の承認を得なければならない。

(監査への協力)

第7条 監査を受ける者は、監査室長の要求があったときは、これに対し資料の提出又は説明をしなければならない。

2 前項のほか、監査を受ける者は、正当な理由なく監査への協力を拒否してはならない。

3 監査を行う者は、必要に応じ機構の業務に関して行われる会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(他の監査機関との調整)

第8条 監査室は、監査を効率的に実施するため、監事及び会計監査人と随時連絡及び調整を行う。

(監査結果の報告)

第9条 監査室長は、監査終了後、遅滞なく監査報告書を作成し、結果を副理事長に報告するものとする。

2 前項の場合において、監査室長は、業務の是正又は改善を図る必要があると認めた事項については、その意見を付することができる。

3 前二項の場合において、監査室長は、副理事長への報告の前に当該事項の責任者の意見を求め、その意見を付することができる。

(改善等の措置)

第10条 前条に規定する報告を行なった場合において、副理事長から当該事項に対する改善等の措置について指示を受けた場合は、監査室長は、改善の方法及びスケジュールその他取るべき措置の具体的内容について当該事項の責任者に通知し、その措置につき点検、指導等のフォローアップを行い、その結果について副理事長に報告するものとする。

(軽微な事項についての勧告)

第11条 第9条の規定にかかわらず、監査室長は、業務の是正又は改善を図る必要があると認めた事項のうち軽微な事項については、当該事項の責任者に対し、直接改善等の措置を勧告することができる。

2 前項の場合において、勧告を受けた事項の責任者は、改善の方法及びスケジュールその他取るべき措置の具体的内容について検討し、その結果を監査室長に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。